

# 長野県地球温暖化対策条例の一部改正（骨子案）

～建築物における省エネの推進及び再エネの普及拡大～

【令和7年度改正に向けたパブリックコメント資料】

※本資料は、令和7年度中の条例改正に向けた現時点での検討内容を整理した「骨子案」です。  
今般のパブリックコメントを踏まえ、条例案として正式に取りまとめる予定です。

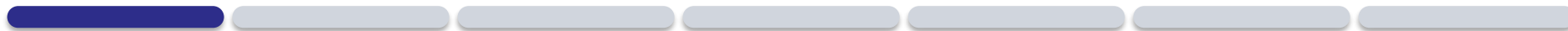
パブリックコメント期間：令和7年（2025年）10月10日～11月10日

# Index

## 目次

<b>01</b>	<b>目指す暮らしと長野県ゼロカーボン戦略</b>	<b>P.3</b>
<b>02</b>	<b>骨子案の概要（3つの柱）</b>	<b>P.6</b>
<b>03</b>	<b>エネルギー消費量を削減した住宅の新築</b>	<b>P.12</b>
<b>04</b>	<b>新築建築物への再エネ設備設置</b>	<b>P.16</b>
<b>05</b>	<b>設計者の役割の拡大</b>	<b>P.24</b>
<b>06</b>	<b>まとめ</b>	<b>P.38</b>
<b>07</b>	<b>参考</b>	<b>P.41</b>

## 01 目指す暮らしと長野県ゼロカーボン戦略



## 私たちが目指すのは、 県民一人ひとりの暮らしの質の向上です。

長野県が進めるゼロカーボンの取組は、単なるCO<sub>2</sub>排出量の削減ではありません。

- ・冬暖かく、夏涼しい快適な住まい
- ・光熱費を抑え、家計にやさしい暮らし
- ・災害にも強く、安心して住み続けられる地域 など

こうした「健康で快適」「経済的で災害にも強い」持続可能な暮らしを、  
県民の皆様とともに実現していくことが、私たちの目指すゴールです。



# 建築分野・再エネ分野におけるゼロカーボン戦略（概要）

## 今まで以上に快適で利便性の高い社会の実現へ

### 長野県ゼロカーボン戦略策定

令和元年東日本台風による災害を契機

都道府県として初めて「気候非常事態」を宣言  
⇒2050ゼロカーボンを決意

2019

2030

### 2030目標

全ての新築建築物のZEH・ZEB化を実現  
住宅用太陽光と小水力発電を徹底普及

2050

### 2050の姿

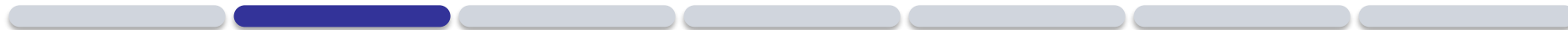
新築住宅はパッシブハウス相当の  
高断熱・高气密化

業務用建物のZEB化

再エネ生産量を3倍以上に拡大  
※2010年度比

## 02 骨子案の概要

条例改正の基本方針と3つの柱について



## 未来の暮らしを、今からつくる

健康で快適、経済的で、災害にも強い—  
そんな持続可能な暮らしを、皆様とともに推進します。

### 条例改正の3つの柱

i

 **エネルギー消費量を削減した住宅の新築**

～健康・快適性も高める高性能住宅の普及～

ii

 **新築建築物への再エネ設備設置**

～電気代削減・災害対応に向けた再エネ導入の推進～

iii

 **設計者の役割の拡大**

～適切な省エネ・再エネの導入を促す説明責任～

豊かな住環境の普及

利便性の高い社会の実現



# 改正条例（骨子案）の概要(2)

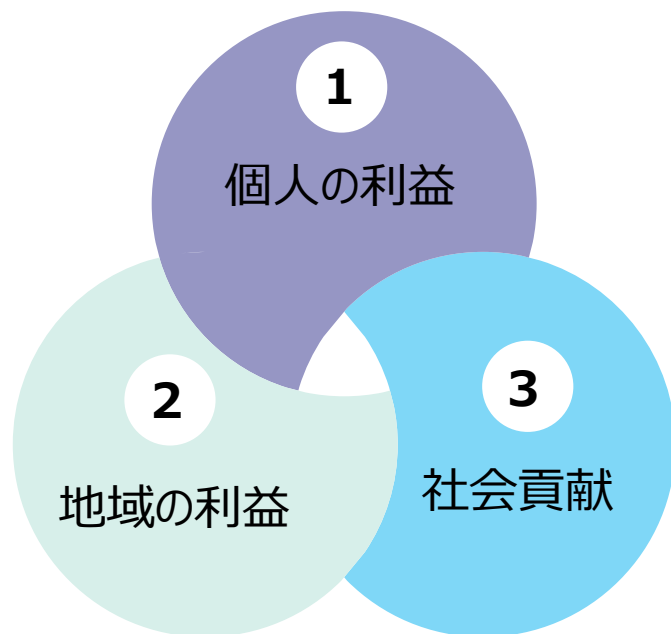
## Before(現行)

- i 全ての新築住宅が省エネ基準仕様
- ii 新築建築物への再エネ設備設置義務なし
- iii 建築主からの求めに応じた説明義務あり

## After（改正案）

- i 全ての新築住宅が誘導基準仕様  
(施行日：令和10年4月1日)
- ii 新築建築物への再エネ設備設置義務あり  
(施行日：令和10年4月1日)
- iii 建築主からの求めがなくても説明義務あり  
(施行日：令和9年4月1日)

この改正案により、個人、社会にとって次のような効果が期待されます。



1



健康で快適、経済的で災害にも強い  
持続可能な暮らしを実現

2



ビジネスの拡大による地域経済の発展

3



長野県が目指すゼロカーボンの実現に寄与



## ii 新築建築物への再エネ設備設置

### 義務の対象となる建築物



一般住宅の規模の建築物はおおむね対象にしません。

#### 【県内新築棟数】

※ R4新築棟数	10㎡～300㎡未満	: 11,634 (96.9%)
	300㎡以上	: 374 (3.1%)
※ R5新築棟数	10㎡～300㎡未満	: 10,654 (97.6%)
	300㎡以上	: 267 (2.4%)



延床面積300㎡以上とします。

### 義務付けされ得るエネルギー量



・建築物が大きくなるにつれ使うエネルギーも増えますので再エネで賄える量も増やす必要があります。

#### 【エネルギー使用量】

10㎡～300㎡未満	: 49,000 (MJ/年)
300㎡以上～2,000㎡未満	: 356,000 (MJ/年)
2,000㎡以上	: 3,874,000 (MJ/年)

・大きすぎる設備だと専門的な点検や管理が必要になります。



県内の一般住宅に多く設置されている太陽光発電設備の規模（4.5kW）から専門的な点検が不要な範囲（45kW）までの間で建築物の大きさに応じて設置容量を決めることにします。

### iii 設計者の役割の拡大

#### 説明義務の対象となる建築物



- ・建築物の大きさに関係なく、暑さや寒さに強く、電気代も抑えられる工夫が大切になります。



ほとんど全ての新築建築物  
(延床面積10㎡超) が対象になります。

(改正前は、10㎡超300㎡未満の住宅のみが説明義務の対象)

#### 説明する内容



- ・これからの建築物は、暑さや寒さに強く、電気代も抑えられる工夫が大切になります。
- ・でも、そうした工夫は見た目では分かりにくいので、設計の段階でしっかり説明してもらうことが必要です。

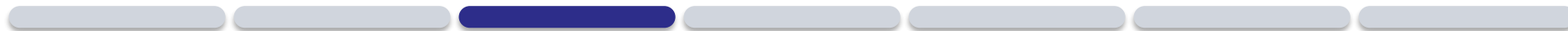


- ① 外の暑さや寒さを建築物の中に伝えにくくする工夫
- ② 設置可能な再生可能エネルギー設備・大きさ
- ③ 費用と長期的な節約

等

## 03 エネルギー消費量を削減した住宅の新築

断熱・高効率設備による省エネ住宅の普及について



# 対象建築物及び対象者について

- 義務の対象は、**全ての新築住宅**とします。
- 義務対象者は、対象住宅の**建築主**とします。

住宅には、一戸建ての住宅、併用住宅、共同住宅、長屋、寄宿舍、下宿を含みます。  
また、複合建築物の住宅部分も含まれます。

**なお、増築及び改築をする場合に当たっては、当該増築又は改築する住宅部分は義務の対象外です。**

- **新築住宅であっても、次のものは義務の対象外です。**

## 建築物省エネ法施行令第3条関係の規模

- ・10㎡以下の新築

## 建築物省エネ法第20条第1項各号関係の住宅

- ・災害救助のための仮設住宅

# 義務付ける基準について

## ■ 建築物省エネ法第30条第1項第1号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準（ZEH水準）とします。

- ・断熱性能の向上：強化外皮基準
- ・エネルギー消費性能の向上：BEI = 0.8

現行誘導基準（ZEH水準）

地域区分※1	2地域 軽井沢町、南佐久郡 4村、旧開田村など	3地域 佐久市、小谷村、 山ノ内町、信濃町など	4地域 長野市、松本市、 伊那市、飯山市など	5地域 飯田市、喬木村
断熱等性能 U <sub>A</sub> 値※2	<b>0.40</b> (0.46) ※4	<b>0.50</b> (0.56) ※4	<b>0.60</b> (0.75) ※4	<b>0.60</b> (0.87) ※4
一次エネ消費量 BEI※3	<b>0.8</b> (1.0) ※4			

- ※1 南北に長く地域によって気候が異なる日本において、住宅の省エネ性能を設計するため1~8に区分、指標が小さいほど寒い地域  
 ※2 U<sub>A</sub>値：外壁、床、屋根、窓などからの熱の逃げやすさを示す数値で、数値が小さいほど断熱性能が高い  
 ※3 BEI：給湯、暖冷房、照明、換気などの設計一次エネルギー消費量を基準一次エネルギー消費量で除した値で、数値が低いほど省エネ性能が高い  
 ※4 ( ) は、義務の現行基準である「省エネ基準」の数値

## 義務化の水準のイメージ

(住宅性能表示基準：断熱等性能等級5、一次エネルギー消費量等級6)

### 断熱性能の向上

外壁や天井などの断熱材の厚みの増（4地域の例：外壁内の断熱材の厚み85mm→105mm）

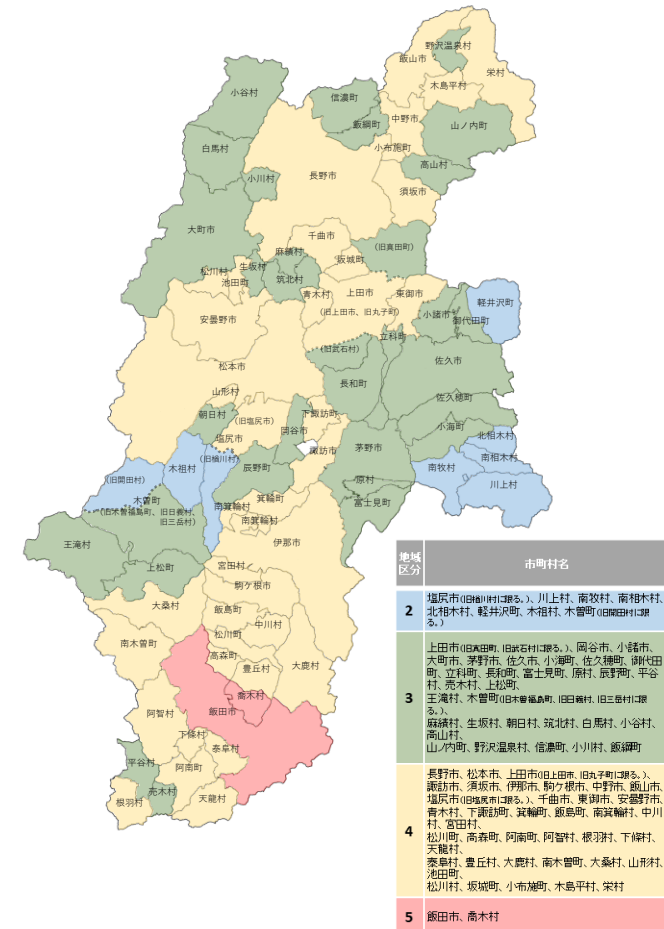
窓に2重又は3重のガラスの入った高断熱サッシの採用 など

### エネルギー消費性能の向上

給湯にエコキュート・エコジョーズ・エコフィール、冷暖房にエアコン、照明にLED照明などのより高効率な設備機器の導入

(参考) 長野県の省エネルギー基準地域区分図

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法を定める件  
(国土交通省告示第二百六十五号) 別表第10



# 長野県地球温暖化対策条例改正案（誘導基準（ZEH水準）適合義務化）

## 条例改正の趣旨

県民の豊かな住環境の普及とゼロカーボンの実現に向け、  
全ての新築住宅の断熱性能とエネルギー消費性能を現行基準よりも高い基準へと国に先駆けて義務付ける

## 義務の対象

全ての新築住宅※1

※1 住宅：一戸建ての住宅、併用住宅、共同住宅、長屋、寄宿舍又は下宿

## 義務化の水準

断熱性能の向上：強化外皮基準  
エネルギー消費性能の向上：BEI = 0.8

地域区分※2	2地域 軽井沢町、南佐久郡 4村、旧開田村など	3地域 白馬村、小谷村、山ノ 内町、信濃町など	4地域 長野市、松本市、 中野市、飯山市など	5地域 飯田市、喬木村
断熱等性能 U <sub>A</sub> 値※3	0.40 (0.46) ※5	0.50 (0.56) ※5	0.60 (0.75) ※5	0.60 (0.87) ※5
一次エネルギー消費量 BEI※4	0.8 (1.0) ※5			

※2 南北に長く地域によって気候が異なる日本において、住宅の省エネ性能を設計するため1~8に区分指標が小さいほど寒い地域

※3 U<sub>A</sub>値：外壁、床、屋根、窓などからの熱の逃げやすさを示す数値で、数値が小さいほど断熱性能が高い

※4 BEI：給湯、暖冷房、照明、換気などの設計一次エネルギー消費量を基準一次エネルギー消費量で除した値で、数値が低いほど省エネ性能が高い

※5 ( ) は、義務の現行基準である「省エネ基準」の数値

## 義務化の水準のイメージ

(住宅性能表示基準：断熱等性能等級5、一次エネルギー消費量等級6)

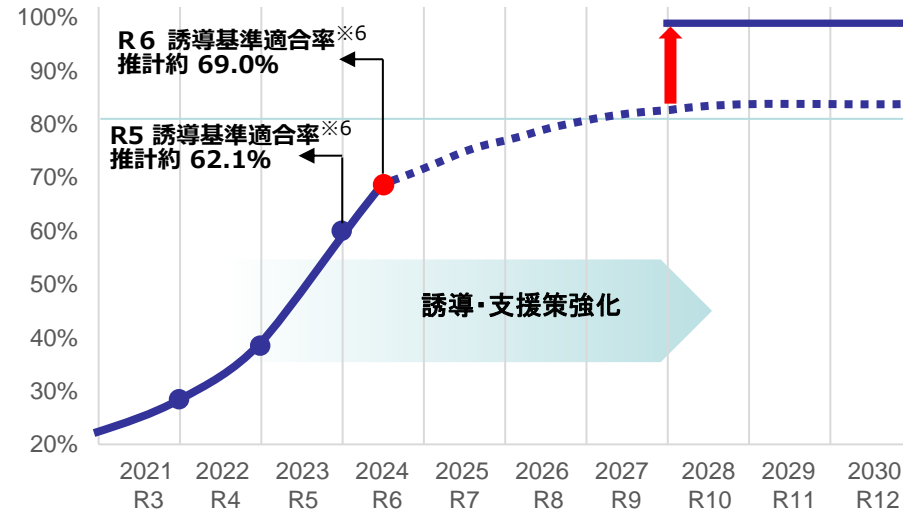
### 断熱性能の向上

外壁や天井などの断熱材の厚みの増（4地域の例：外壁内の断熱材の厚み85mm→105mm）  
窓に2重又は3重のガラスの入った高断熱サッシの採用など

### エネルギー消費性能の向上

給湯にエコキュート・エコジョーズ・エコフィール、冷暖房にエアコン、照明にLED照明などのより高効率な設備機器の導入

新築住宅における誘導基準適合の割合の推移



※6 誘導基準適合率：長野県地球温暖化対策条例による省エネ性能の届出・報告制度、新設住宅着工統計、建築工事届により推計

## 並行して行う支援・誘導策

### ■ 信州健康ゼロエネ住宅指針・助成金による誘導

※より上位性能への誘導は、誘導基準義務化後も継続

### ■ 県内中小工務店の技術力向上に向けた支援の継続

※信州のZEHスタートBOOK等を活用した断熱施工講習会の開催

※断熱施工がよくわかる動画の配信

※窓口での相談対応 等

## 04 新築建築物への再エネ設備設置

再生可能エネルギー設備の導入促進について



# 対象建築物及び対象者について（1）

- 義務の対象建築物は、延床面積300㎡以上の新築建築物とします。
- 義務対象者は、対象建築物の建築主とします。

**おおむね一般住宅の規模の建築物は、対象にしません。**

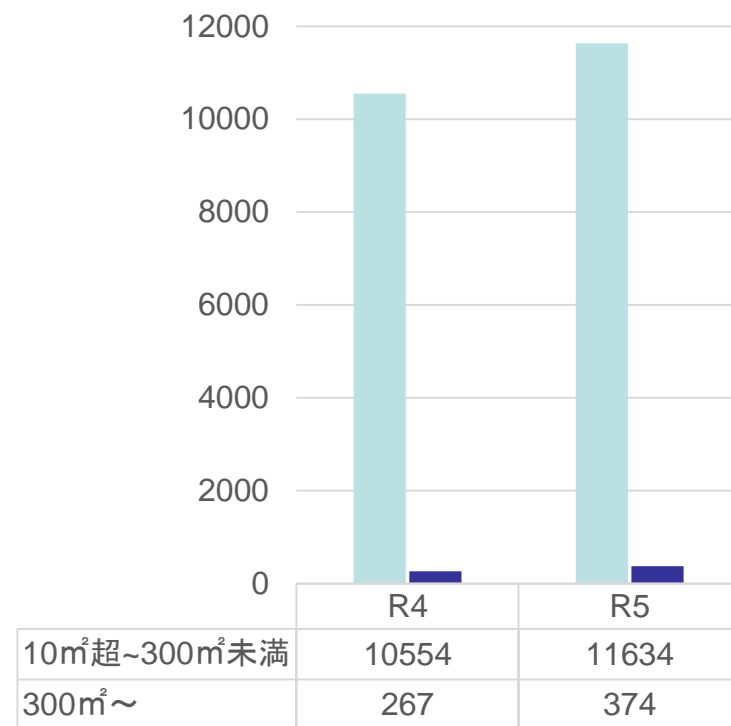
長野県内の1住宅当たり平均延床面積：119.48㎡（令和5年住宅・土地統計調査）

## 想定される300㎡以上の建築物

- ・共同住宅（一般的な2DK（55㎡～60㎡）×6戸）
- ・工場、事務所
- ・店舗 等

【参考】 先行自治体（東京都、京都府、群馬県等）においては、  
建築主に対し300㎡未満の建築物への義務付けを行っていません。  
※東京都はハウスメーカー等に対し義務付け

長野県内の新築棟数






（建築着工統計調査/建築物着工統計（令和5年度実績）、住宅着工統計（令和5年度）及び建築確認申請の実績から推計）

# 対象建築物及び対象者について（2）

- 延床面積300㎡以上の新築建築物であっても、次の建築物等は義務の対象外とします。


## 長野県地球温暖化対策条例第20条第1項各号関係の建築物

- ・伝統的建造物群保存地区内にある伝統的建造物群を構成している建築物   
伝統的建造物群保存地区は、市町村が条例や都市計画に基づいて指定。  
重要伝統的建造物群保存地区は、市町村が指定した伝統的建造物群保存地区のうち、文化財保護法第144条の規定により国が選定。
- ・仮設の建築物   
災害救助のための建築物 等
- ・空調調和設備及び給湯設備を有しない建築物  等  
自動車車庫、公共用歩廊 等

## 建築物に係る各種法令の制限により再エネ設備の設置が困難な建築物

- 法令等の規定により再エネ設備を安全に設置できない建築物  等
- 屋根の耐荷重不足により再エネ設備を設置できない建築物 等

## 知事が再エネ設備の設置が困難と認める場合

- 建築基準法施行令の規定により多雪区域として指定された区域のうち垂直積雪量1.8m超の区域にある建築物  等
- 県内の垂直積雪量1.8m超の区域：中野市の一部、飯山市、山ノ内町の一部、木島平村、野沢温泉村 等 【R7.9.3現在】

# 義務付けされ得るエネルギー量について（1）

- 延床面積に応じ、電気及び熱の量を一次エネルギー換算で5万MJから50万MJまでとします。

県内の一般住宅に多く設置されている太陽光発電設備の規模から専門的な点検や管理が不要な範囲まで

**（基準）電気及び熱の量 = 4.1万MJ + 30MJ × 延床面積**

5万MJは、県内の一般住宅に多く設置されている太陽光発電設備の規模（4.5kW）に相当します。

専門的な点検や管理が必要ないようにエネルギー量を限定します。  
一定規模以上※の設備は専門的な点検や管理が必要になります。

建築物が大きくなるにつれ使うエネルギーも増える傾向にあるため再エネで賄える量も増やす必要があります。

【基準に基づく延床面積と太陽光発電設備容量の目安】

延床面積 300㎡程度の建築物 → 設備容量 約4.5kW

延床面積 2,000㎡程度の建築物 → 設備容量 約8.4kW

【J（ジュール）とは】

「エネルギーの大きさ」や「力を使った量」を表す単位になります。

例えば、100グラムのリンゴを1メートル持ち上げるときに使うエネルギーがだいたい

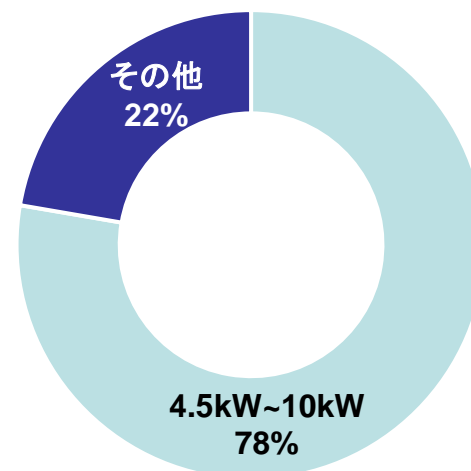
1J（ジュール）になります。

【MJ（メガジュール）とは】

1ジュールの100万倍になります。

例えば、電気ストーブを約20分使用したときに相当します。

長野県内の太陽光発電設備（FIT認定）容量の割合



※【50kW以上の太陽光発電設備】

電気事業法上の「自家用電気工作物」に該当し、電気主任技術者の選任や半年ごとの法定点検が必要

【1件当たり設計一次エネルギー使用量】

10㎡～300㎡未満 : 49,000(MJ/年)

300㎡以上～2,000㎡未満 : 356,000(MJ/年)

2,000㎡以上 : 3,874,000(MJ/年)

「建築物環境エネルギー性能計画届出書」（令和5年度）及び「省エネ計画概要書」（令和5年度）から試算

## 義務付けされ得るエネルギー量について（2）

- 次のような合理的な理由がある場合は義務付けされ得るエネルギー量を緩和します。
- エネルギー量を緩和した結果、5万MJを下回る場合には、再エネ設備設置の義務はありません。


### 建築面積が小さく再エネ設備を設置できるスペースが限定されている場合

例えば、高層のマンションやホテルをはじめとする高層建築物 

### 屋上又は敷地を駐車場、緑化などに利用し、設置できるスペースが限定されている場合

例えば、屋上を駐車場や庭園として使用する商業施設やヘリポートを設置する医療機関など 

### 日照条件が著しく悪く太陽光発電を十分に行えない場合

例えば、太陽光発電設備の設置可能性のある場所が、年間を通じて日中（9時から15時まで）に日陰になる場合など 

# 再エネ設備の種類

- 次の再生可能エネルギー設備に限らず、地中熱利用設備なども設置することができます。
- なお、再エネの利用上の特性などを踏まえ、太陽光発電設備の導入が難しい場合には、太陽光発電設備以外の再エネ設備を導入することまでは義務付けをしません。

## 太陽光発電設備

太陽の光を利用して電気を作る設備

特徴：発電時にCO<sub>2</sub>を排出しない、寿命が長く投資回収が見込める、災害時の非常用電源として活用可能

## 太陽熱利用設備

太陽の熱を利用してお湯や暖房に使う熱を作る設備

特徴：CO<sub>2</sub>排出ゼロ、単純なシステムで維持管理も低コスト、ガスや電気の代替熱源になり得る

## バイオマス熱利用設備

木くずや農業廃棄物などの有機資源（バイオマス）を燃やして熱を得る設備

特徴：バイオマス資源はカーボンニュートラル、地域経済活性化、エネルギー源を地域内で確保

# 設置完了届出

- **建築主は、再エネ設備設置義務の対象建築物に再エネ設備を設置したとき（＝設置の工事が完了したとき）は、設置完了届出をしていただきます。**

✓ 設置完了届出は、次の2点をねらいとしています。

- ① 「設置義務の履行を確認するため」
- ② 「設置状況を把握することで、政策の効果検証や次期施策の立案に活用するため」

✓ **届出の期限については、例えば、再エネ設備の導入に係る工事完了後15日以内にするなど現在検討中です。**

※ **以下の再エネ設備設置義務のない建築物については、設置完了届出は不要となります。**

- ・ 延床面積300㎡未満の建築物
- ・ 義務付けされ得るエネルギー量が5万MJを下回る建築物

✓ **届出がない場合の対応については、例えば、勧告をすることなどを検討中です。**

## 【参考】

例えば、京都府では、床面積の合計が300㎡以上2,000㎡未満に係る建築物の工事完了届出について、再エネ設備の導入に係る工事の完了後15日以内の期限を設けています。

# 長野県地球温暖化対策条例改正案（再エネ設備設置推進）

## 条例改正の趣旨

2050ゼロカーボンに向け、再エネ生産量を拡大するため※1、一定規模以上の建築物の新築の際に再エネ設備※2の導入を義務付ける

- ※1 生産した再エネを自家消費し、高騰する電気代の負担を軽減
- ※2 太陽光発電設備、太陽熱利用設備、バイオマス熱利用設備、地中熱利用設備 等

## 対象

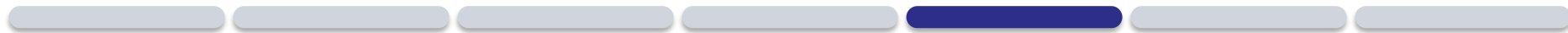
**延床面積300㎡以上※3の新築建築物**（※3 県内の一般的な住宅の約9割に義務を課さないよう設定）  
 法令等の規定により安全に設置できない場合や知事が導入困難と認める場合等は除く※4  
 ※4 義務対象外は、広く普及している太陽光発電設備を基準として設定

※対象や要件等は、県内の再エネ設備の普及状況や他自治体の事例等を勘案し、条例施行後、段階的な拡大を検討する。

対象者	基準（区分は県条例で規定する届出等の区分を適用）		
	区分	延床面積 10㎡超300㎡未満	延床面積 300㎡以上
設計者	非住宅	<b>再エネ設備の導入検討に係る内容の説明義務（新設）</b> 建築物の設計者による説明※義務の対象を「300㎡未満の住宅」から「10㎡超の全ての建築物へ拡大」 ※再エネ設備の導入の検討を専門的知見から行い、建築主に説明	
	住宅	<b>説明義務（強化）</b> 設計者による説明を義務化（現行は求めに応じて説明）	<b>説明義務（新設）</b> 非住宅と同じ
建築主	非住宅	<b>再エネ設備の導入検討義務（継続）</b> 現行の再エネ設備の導入検討義務により導入を促進 ※導入検討に必要な情報等は建築物の設計者から説明（説明義務の対象範囲拡大）	<b>再エネ設備の導入義務（新設）</b>  <b>再エネ設備の設置（敷地も可）</b> 5万MJから50万MJ（太陽光発電の場合約4.5kW～45kW） （エネルギー量設定の考え） 県内の一般的な住宅に設置されている太陽光発電設備容量の規模から電気技術責任者を設置する必要のない規模までの範囲に限定 <b>延床面積に応じて逡増（4.1万MJ/年+30MJ×延床面積）</b> （合理的な理由※により設置する再エネ設備のエネルギー量が上記基準を満たさない場合、そのエネルギー量とする（設計者によりその理由を届出）） ※建築面積が小さく再エネ設備を設置できるスペースが限られる場合
	住宅		<b>【義務対象外】</b> ・法令等の規定により再エネ設備が安全に設置できない場合 ・知事が導入困難と認める場合（多雪地域など）等

## 05 設計者の役割の拡大

建築主への説明義務とその意義について



# 説明義務のねらい

- 設計者の説明を通して建築主の省エネ性能・再エネ設備に対する理解を促進し、建築物の省エネ性能の向上・再エネ設備の自主的な導入を後押しすることをねらいとしています。

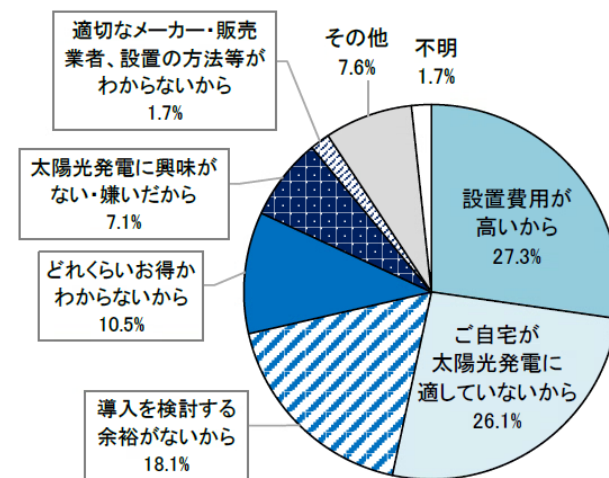
- ✓ 太陽光発電設備を設置しない理由の約6割が「設置費用が高い」、「検討する余裕がない」や「どれくらいお得かわからない」となっており、検討が十分に行われていない可能性があります。

(一社)長野県環境保全協会、(一社)長野世論調査協会「世論調査 環境と暮らし2024」報告書(令和6年6月20日)から抜粋

- ✓ 非住宅についても省エネ性能の高いものへ誘導する必要があります。

- ✓ 延床面積300㎡未満の建築物についても再エネ設備が設置されるよう誘導する必要があります。

※延床面積300㎡未満の新築建築物には設置義務はありません。



【参考】 現行条例の規定※では、住宅の建築主から求めがあったときに、設計者は建築主に説明義務があります。

※非住宅、300㎡以上の住宅は説明義務の対象となっていません。

また、建築主から「検討を求められない」と説明義務はありません。




# 対象建築物及び対象者について（1）

- 説明の対象建築物は、ほとんど全ての**新築建築物（延床面積10㎡超）**とします。
  - 説明義務対象者は、対象建築物の**建築主から設計の委託を受けた設計者**とします。
- 
- ✓ 暑さや寒さに強く、電気代などエネルギー量を抑えられる工夫は、**建築物の大きさに関係なく大切**になります。
  - ✓ 設計者は、対象建築物の**設計に直接関わっており、建築物の構造や設備、断熱性能などの詳細を最もよく理解している立場**にあります。
  - ✓ 設計段階での**意図や工夫を共有することで省エネ性能の確保や維持管理などに役立てることが**できます。

# 対象建築物及び対象者について（2）

- 延床面積10m<sup>2</sup>以上の新築建築物であっても、次の建築物等は義務の対象外とします。
- ✓ 規模が小さい建築物では省エネ性能や導入可能な再エネ設備の影響が小さく、簡易な構造であることが多い。
- ✓ 設計者の負担を軽減

## 長野県地球温暖化対策条例第20条第1項各号関係の建築物

- ・伝統的建造物群保存地区内にある伝統的建造物群を構成している建築物   
海野宿（東御市）、妻籠宿（南木曾町）、奈良井宿（塩尻市）、稲荷山（千曲市）、戸隠（長野市） 等
- ・仮設の建築物   
災害救助のための建築物 等
- ・空調調和設備及び給湯設備を有しない建築物  等  
自動車車庫、公共用歩廊 等

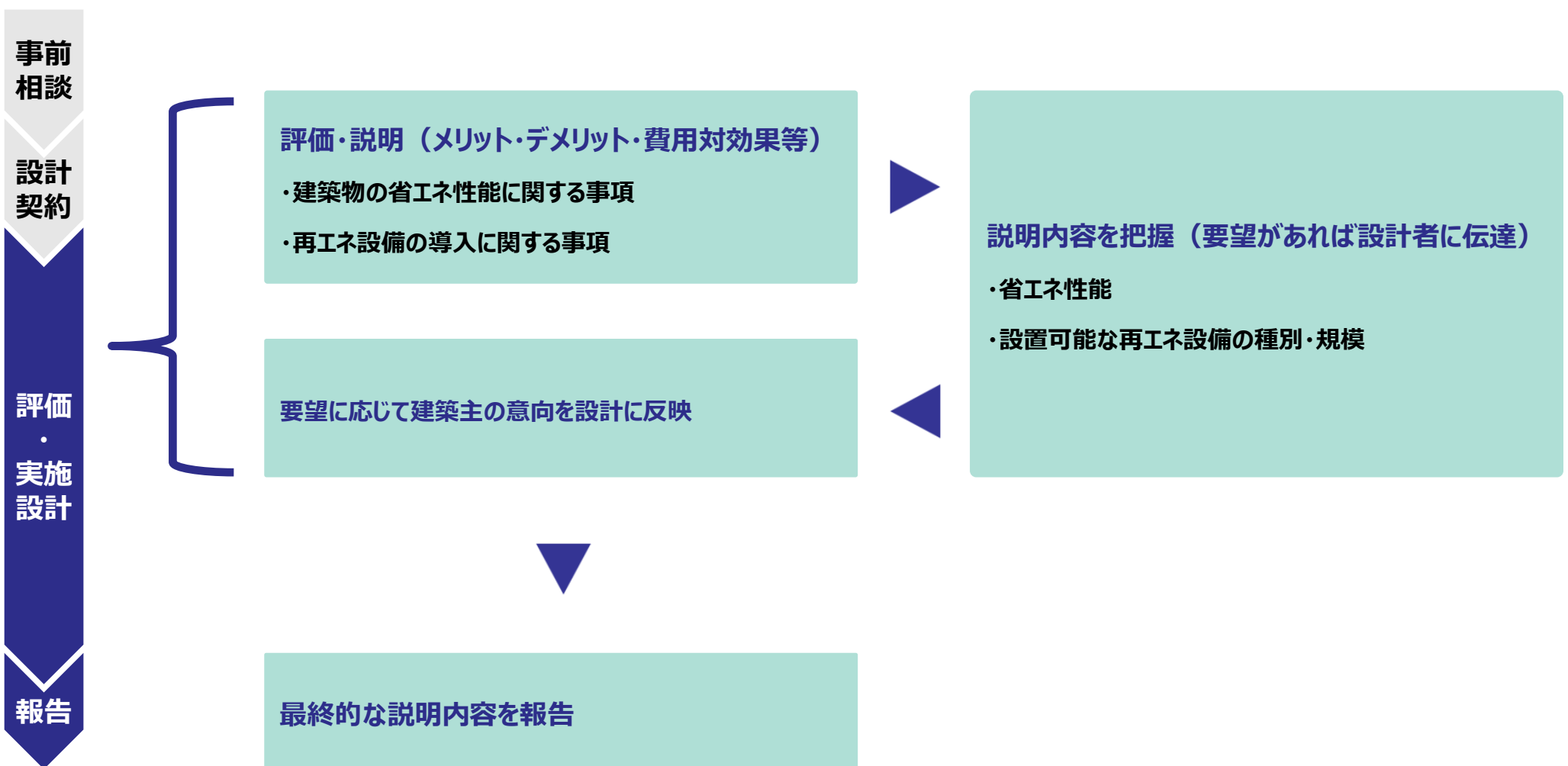
## 建築物に係る各種法令の制限により再エネ設備の設置が困難な建築物（※再エネに係る説明のみ対象外）

- 法令等の規定により再エネ設備を安全に設置できない建築物  等

# 説明義務の流れ (1)

以下は説明義務から報告までの流れの一例です。

この流れに限らず、自身の設計業務の進め方に合わせ柔軟に対応いただくことも可能です。



## 説明義務の流れ（2）

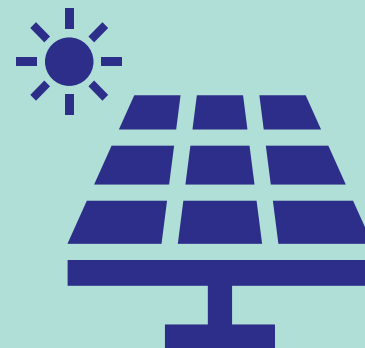
- **説明は、当該建築物の工事が着手される前までに行う必要があります。**
  
- ✓ **建築主が希望する住宅性能や再エネ設備等は設計内容に大きく関係します。**
  
- ✓ **設計者の説明を踏まえ、建築主が設計内容の変更を要望する場合も想定されます。**
  
- ✓ **工事直前では建築主の要望に応えることが難しくなるため、早期の説明が設計の自由度を高めることにもつながります。**

# 説明内容（1）

省エネと再エネの視点を設計者が建築主に説明することにより、環境にも家計にもやさしい建物づくりを後押しします。



建築物の省エネ性能  
に関する情報



再エネ設備の導入  
に関する情報

# 説明内容（2）

## 建築物の省エネ性能に関する情報

### 断熱性能の検討に関する事項

選択肢に応じた断熱性能の提案

#### ■ 断熱性能向上のための措置

- ・断熱材の種類、性能、厚み
- ・窓などの開口部の仕様、性能

など



### 省エネ性の向上によるコストメリット

性能に応じた費用対効果

- ・イニシャルコスト、ランニングコスト

- ・補助制度の有無

など



### エネルギー消費量の検討に関する事項

選択肢に応じた設備機器の提案

#### ■ エネルギー消費量削減のための措置

- ・高効率設備機器の種類、性能
- ・耐久性、メンテナンス方法

など



### その他の措置

建築の専門家としての提案

- ・自然環境を活かす工夫

- ・建築物の長寿命化に関する工夫

など



## 再エネ設備の導入に関する情報

### 設置可能な再エネ設備の種別

選択肢に応じた設備の提案

- ・太陽光発電設備
- ・太陽熱利用設備

など



### 生産エネルギー量

設置可能な設備に応じた生産エネルギー量の算定

- ・一般的な生産エネルギー量の算定
- ・義務付けるエネルギー量を満たすか

など



### 設置可能な設備のコストメリット

設置可能な設備の費用対効果

- ・イニシャルコスト、ランニングコスト
- ・設置したときの効果

など



### 設置可能な設備の実用性

設置可能な設備の性能や維持保全

- ・設備の耐久性
- ・廃棄方法、点検頻度など



# 説明内容についての報告・公表(1)

- 説明者は、省エネ性能の評価と再エネ設備の導入について建築主に説明した内容を県に報告していただきます。
- 報告いただいた内容は、必要に応じて公表することとします。

✓ 報告は、次の2点をねらいとしています。

- ① 「説明義務の実効性を確保するため」
- ② 「省エネ・再エネの普及状況を把握するため」

✓ 報告がない場合の対応については、例えば、勧告をすることなどを検討中です。

**【参考1】 現行条例の規定※でも、設計者は建築主に説明した内容を県に報告いただいています。**

※300㎡未満の戸建住宅の建築主から省エネ性能の評価と再エネ設備の導入について、説明を求められた場合のみ報告義務があります。

また、報告期限は、建築主に「説明をした後速やかに」行うこととされています。

**【参考2】 現行の条例の規定では、県は、説明した内容について報告があったときは、公表することとしています。**

# 説明内容についての報告・公表(2)

■ 次の**建築主による届出**については、**廃止**をすることを検討しています。

- ① 環境エネルギー性能検討の内容に係る届出
- ② 再エネ設備導入検討の内容に係る届出
- ③ 有効利用可能エネ導入検討の内容に係る届出

✓ 建築主による届出と設計者による報告が実質的重複しているため行政手続の簡素化を図ることができる。

✓ 設計者による技術的な説明により建築主の検討内容が具体化される。

※ **建築主による省エネ性能検討の義務、再エネ導入の検討義務及び有効利用可能エネ導入検討義務は、引き続き継続となります。**

【参考】 ②再エネ設備導入検討の内容に係る届出（第21条第2項）及び③有効利用可能エネ導入検討の内容に係る届出（第22条第2項）も類似の規定となっています。

（環境への負荷の低減の検討等）

第20条 建築物の新築（現に存する建築物の除却又は災害による滅失後の改築を含む。以下同じ。）をしようとする者は、規則で定めるところにより、当該建築物のエネルギーの使用の効率性その他の環境への配慮に係る性能を評価し、当該建築物に係る環境への負荷の低減を図るための措置について検討を行わなければならない。ただし、次に掲げる建築物の新築については、この限りでない。

（1）～（3） 略

2 前項の規定による検討を行った者（当該検討に係る建築物が環境への負荷の低減を特に図る必要があるものとして規則で定める規模のものである者に限る。）は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

3～5 略

# 床面積と届出・報告義務との関係 (1) ※現行

	環境エネルギー性能検討義務			再エネ設備導入検討義務			有効利用 可能エネ 導入検討
	性能検討義務	性能表示 努力義務	届出・報告 義務	再エネ設備 導入検討義務	設備性能 表示義務	届出・報告 義務	
10,000㎡以上	○	○	○(届出)	○	○	○(届出)	○(届出)
2,000㎡以上 10,000㎡未満	○	○	○(届出)	○	○	○(届出)	—
300㎡以上 2,000㎡未満	○	○	○(届出)	○	○	○(届出)	—
10㎡超～ 300㎡未満	○	—	●(報告) 住宅のみ	○	—	●(報告) 住宅のみ	—
10㎡以下	—	—	—	—	—	—	—

○: 建築主による義務    ●: 設計者による義務

# 床面積と届出・報告義務との関係(2) ※改正案

	環境エネルギー性能検討義務			再エネ設備導入検討義務			再エネ導入完了届出義務	有効利用可能エネ導入検討
	性能検討義務	性能表示努力義務	報告義務	再エネ設備導入検討義務	設備表示努力義務	報告義務	再エネ導入完了届出義務	検討義務(届出義務)
10,000㎡以上	○	○	●(報告)	○	○	●(報告)	○(届出)	●(報告)
2,000㎡以上 10,000㎡未満	○	○	●(報告)	○	○	●(報告)	○(届出)	—
300㎡以上 2,000㎡未満	○	○	●(報告)	○	○	●(報告)	○(届出)	—
10㎡超～ 300㎡未満	○	—	●(報告) 住宅・非住宅	○	—	●(報告) 住宅・非住宅	—	—
10㎡以下	—	—	—	—	—	—	—	—

○: 建築主による義務   ●: 設計者による義務   黄色は現行からの変更   緑色は新しい義務

【参考】 長野県地球温暖化対策条例における設計者の説明義務（全体像）

（現行）

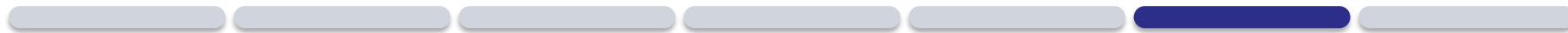
		延床面積 10㎡超300㎡未満	延床面積 300㎡以上
設計者	非住宅		<p><b>情報提供の努力義務</b></p> <p>建築主の環境への負荷の低減又は再エネ設備の導入の検討に協力できる者は当該検討に資する情報の提供に努めなければならない。</p>
	住宅	<p><b>説明義務</b></p> <p>建築主から環境への負荷の低減又は再エネ設備の導入の検討を求められたときは、この検討を行い、その内容を説明しなければならない。</p>	<p><b>情報提供の努力義務（非住宅と同じ）</b></p>

（改正案）

		延床面積 10㎡超300㎡未満	延床面積 300㎡以上
設計者	非住宅	<p><b>環境負荷の低減の検討・再エネ設備の導入検討に係る内容の説明義務（新設）</b></p> <p>建築物の設計者による説明※義務の対象を「300㎡未満の住宅」から「10㎡超の全ての建築物へ拡大」 ※環境負荷の低減及び再エネ設備の導入の検討を専門的知見から行い、建築主に説明</p>	
	住宅	<p><b>説明義務（強化）</b></p> <p>設計者による説明を義務化 (現行は求めに応じて説明)</p>	<p><b>説明義務（新設）非住宅と同じ</b></p>

## 06 まとめ

義務の対象範囲と適用関係、骨子案の全体像について



# 対象新築建築物と各義務との関係（まとめ）

	住宅			非住宅		
	10㎡以下	10㎡超～300㎡未満	300㎡以上	10㎡以下	10㎡超～300㎡未満	300㎡以上
誘導基準適合義務	×	○	○	×	×	×
再工不設備設置義務	×	×	○	×	×	○
説明義務	×	○	○	×	○	○

○：義務あり

×：義務なし

# 長野県地球温暖化対策条例の一部改正（骨子案の全体像）について

## 1 国の建築物省エネ法における誘導基準適合義務付けに先駆けた新築住宅の誘導基準適合義務化（施行日：令和10年4月1日）

### (1) 義務の対象となる建築物及び義務対象者

義務の対象は、**建築物省エネ法**において建築物エネルギー消費性能基準への適合を義務としている住宅及び複合建築物の住宅部分で新築に係るもの全てとし、その**建築主**を対象者とする。

### (2) 義務の水準

建築物省エネ法第10条に規定する建築主の適合義務の基準を建築物省エネ法第30条第1項第1号に規定する**建築物エネルギー消費性能誘導基準**とする。

		改正前	改正後
UA値/ 地域区分	2地域	0.46	0.40
	3地域	0.56	0.50
	4地域	0.75	0.60
	5地域	0.87	0.8
B E I		1.0	0.8

## 2 建築物への再生可能エネルギー設備設置の義務化（施行日：令和10年4月1日）

### (1) 義務の対象となる建築物及び義務対象者

義務の対象は延床面積300㎡以上の新築建築物とし、その**建築主**を対象者とする。

ただし、法令等により設備を安全に設置できない場合や知事が再生可能エネルギー設備の導入が困難と認める建築物などは、適用の対象外とする。

### (2) 義務の水準

対象となる建築物の延床面積に比例した量とする。ただし、合理的な理由（経済的理由を除く。）により設置する再生可能エネルギー設備のエネルギー量が基準を満たさない場合には、義務付けるエネルギー量を緩和する。

（基準） 熱及び電気の量 = 4.1万MJ + 30MJ × 延床面積 （5万MJ～50万MJ）

（合理的な理由の例）

- ・建築面積が小さく再生可能エネルギー設備を設置できるスペースが限定されている
- ・屋上又は敷地を駐車場や緑化などに利用し、設置できるスペースが限定されている など

## 3 設計者から建築主に対する説明義務化（施行日：令和9年4月1日）

### (1) 義務の対象となる建築物及び義務対象者

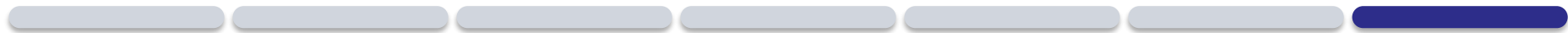
義務の対象者は、**建築主**から延床面積10㎡超の建築物の設計委託を受けた設計者とする。

### (2) 義務の内容

建築物の新築に当たり、建築主に対し、義務の対象となる建築物に係るライフサイクルコストを考慮した総合的な環境への負荷の低減を図る措置や再生可能エネルギー設備の導入に係る情報を説明する。

（具体的な説明事項） ・外壁、窓等を通しての熱の損失の防止を図るための措置 / ・導入が可能な再生可能エネルギー設備の種別 など

## 07 参考



# 省エネ基準と誘導基準のコスト比較（一戸建て住宅）

【2025.5試算】

## ■光熱費の節減（年間暖冷房費 約4万円削減）

- 断熱性能の向上、適切な気密施工等により、暖冷房エネルギーを削減でき、**光熱費が安くなる**。
- 高断熱化等により建築費用（初期費用）は高くなるが、長く住み続けることを考えると、**光熱費の削減分で回収**でき、**トータルでも安くなる**。

断熱レベル	年間暖冷房費
省エネ基準	18.3万円
誘導基準	14.3万円

※試算条件等は次項目と同様とし、光熱費のうち「年間暖冷房費」のみ抽出

## ■初期費用の回収（誘導基準の場合、約10年！）

- 断熱性能の向上等をした場合、建設費用（初期費用）は高くなるが、**全額借入金とした場合の住宅ローン（初期費用）に光熱費（ランニングコスト）を合わせて毎月の支払にならすと、試算※では、誘導基準の住宅は、省エネ基準の住宅よりも月々の支払も安くなり「お得」。**

	国省エネ基準	誘導基準
住宅ローン (建設費用(初期費用))	96,000円/月 (2,970万円)	98,000円/月 (3,032万円)
光熱費	37,900円/月	30,700円/月
<b>支出計</b>	<b>133,900円/月</b>	<b>128,700円/月</b>

※試算条件等

《建築地等条件》

- 建築地等：長野市（省エネ地域区分4地域、年間日射地域区分A4）、木造2階建 109.31m<sup>2</sup>（約33坪）
- 光熱費：年間の暖冷房、給湯、換気、照明及び家電製品並びに太陽光発電の自家消費分及び売電分に係る費用  
 【省エネ基準】暖冷房：エアコン、給湯：ガス従来型給湯器、換気：壁掛式第一種換気、照明：LED  
 【誘導基準】暖冷房：エアコン、給湯：ヒートポンプ式給湯器、換気：壁掛式第一種換気、照明：LED

《金額等条件》（2025.5時点）

- 電気代等：電気36円/kWh、ガス204円/m<sup>3</sup>、灯油120円/ℓ
- 省エネ基準適合住宅初期費用（初期費用には土地代は含まない）：90万円/坪、
- ローン条件：フラット35（35年借入・初期費用全額）、金利1.82%（2025.5の最頻金利）

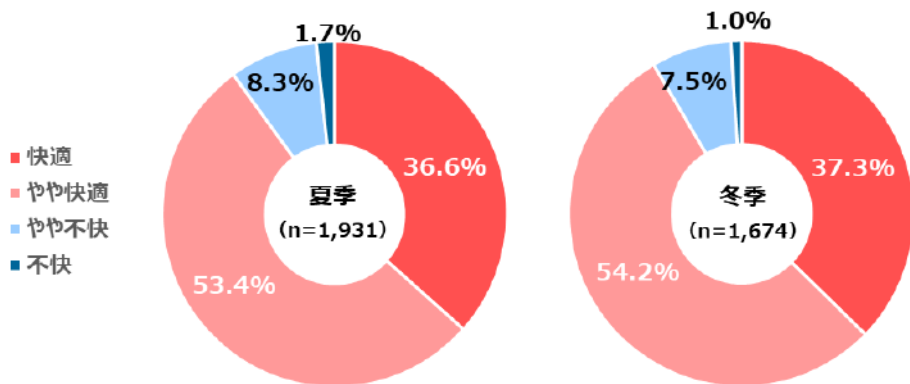
《試算で使用したツール》

- 光熱費試算：「自立循環型住宅への省エネルギー効果の推計プログラム」一般財団法人 建築環境・省エネルギー機構
- ローン試算：「ローンシミュレーション」（独立行政法人住宅金融支援機構）

# 誘導基準のメリット ～断熱性能向上等により 健康で快適！～

## ① 快適性の向上

Q. 誘導基準適合マンションに移り住んでから、室温が快適に保たれていると実感していますか。



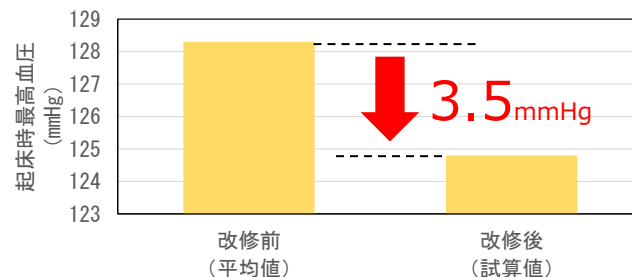
出典) 経済産業省資源エネルギー庁「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス実証事業調査発表会 2023」に基づき作成  
ZEHマンション入居者対象アンケートより

## ② 血圧と室温

国の調査によれば、断熱リフォームによる室温の上昇で、リフォーム前に比べ居住者の起床時の最高血圧が有意に低下するとの結果が示されている。

水準	最低室温
省エネ基準	概ね8℃を下回らない
誘導基準	概ね10℃を下回らない

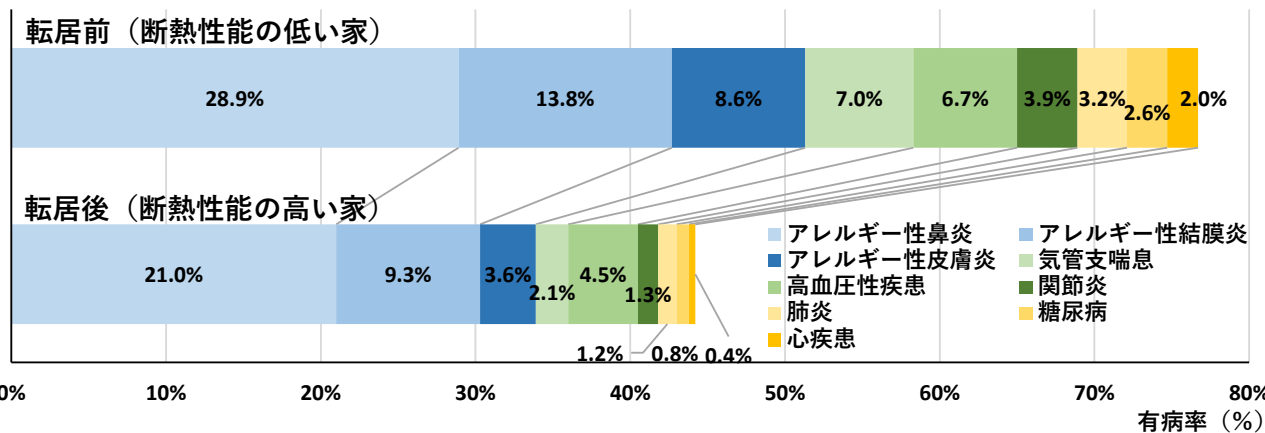
※暖房設定温度を20℃とし、23時に暖房を停止した場合の厳冬期における翌朝の室温



出典) 国土交通省資料  
「断熱改修等による居住者の健康への影響調査 中間報告 (第3回)」

## ③ アレルギーの抑制

断熱性能の高い家への転居後に、アレルギー性鼻炎などの各種症状の有病率が低下 (アンケート調査)  
断熱性能の高い家では、結露によるカビやダニが発生しにくいことも要因の1つと言われている。

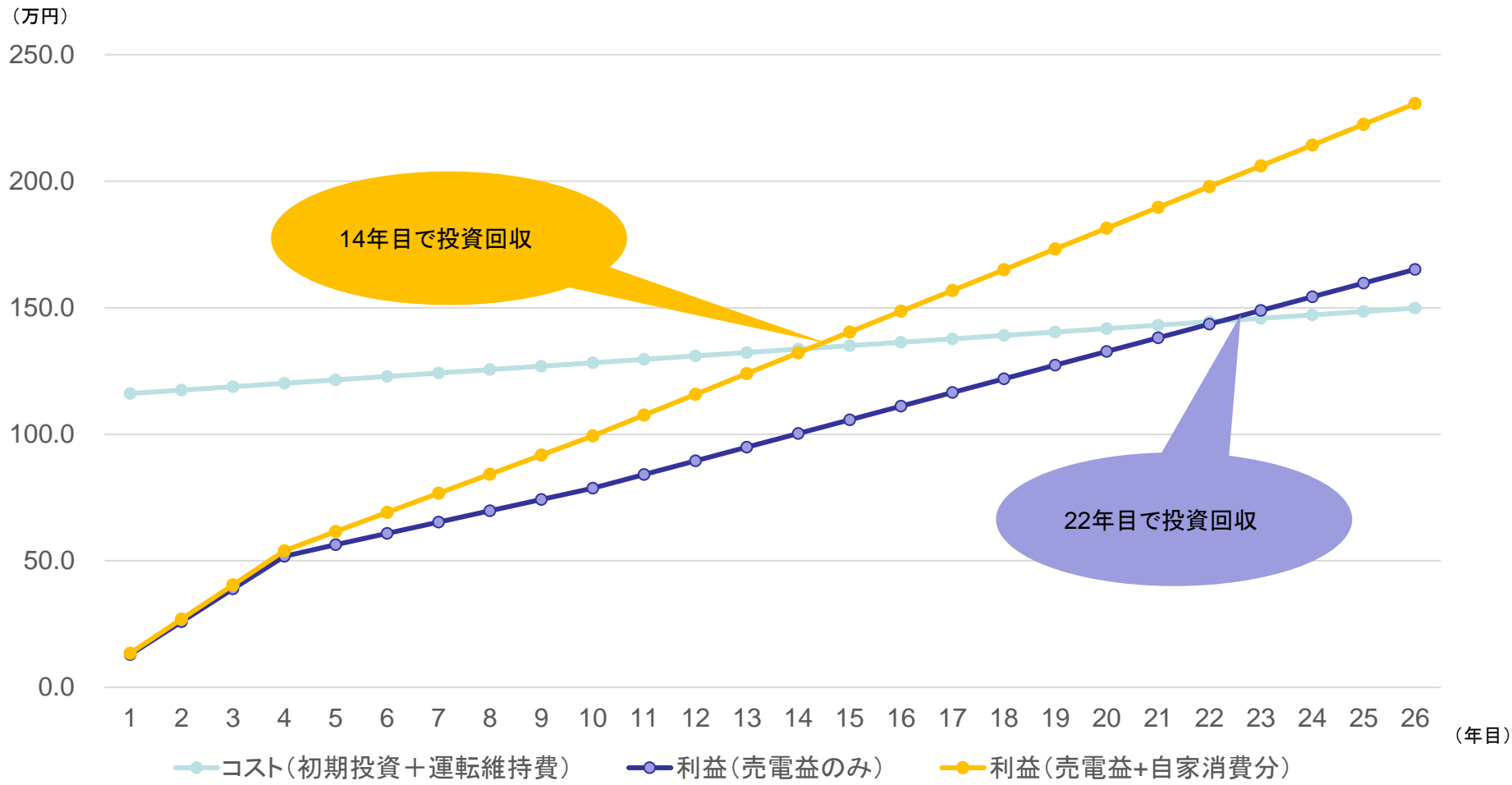


出典) 健康維持がもたらす間接的便益を考慮した住宅断熱の投資評価 日本建築学会環境系論文集第76巻 第666号 p735-740伊香賀ら

参照資料: 信州健康ゼロエネ住宅パンフレット  
2024年3月ZEB・ZEH-M委員会「ZEHマンション・アパートのススメ (賃貸住宅向け)」

# 太陽光発電のメリット (1)

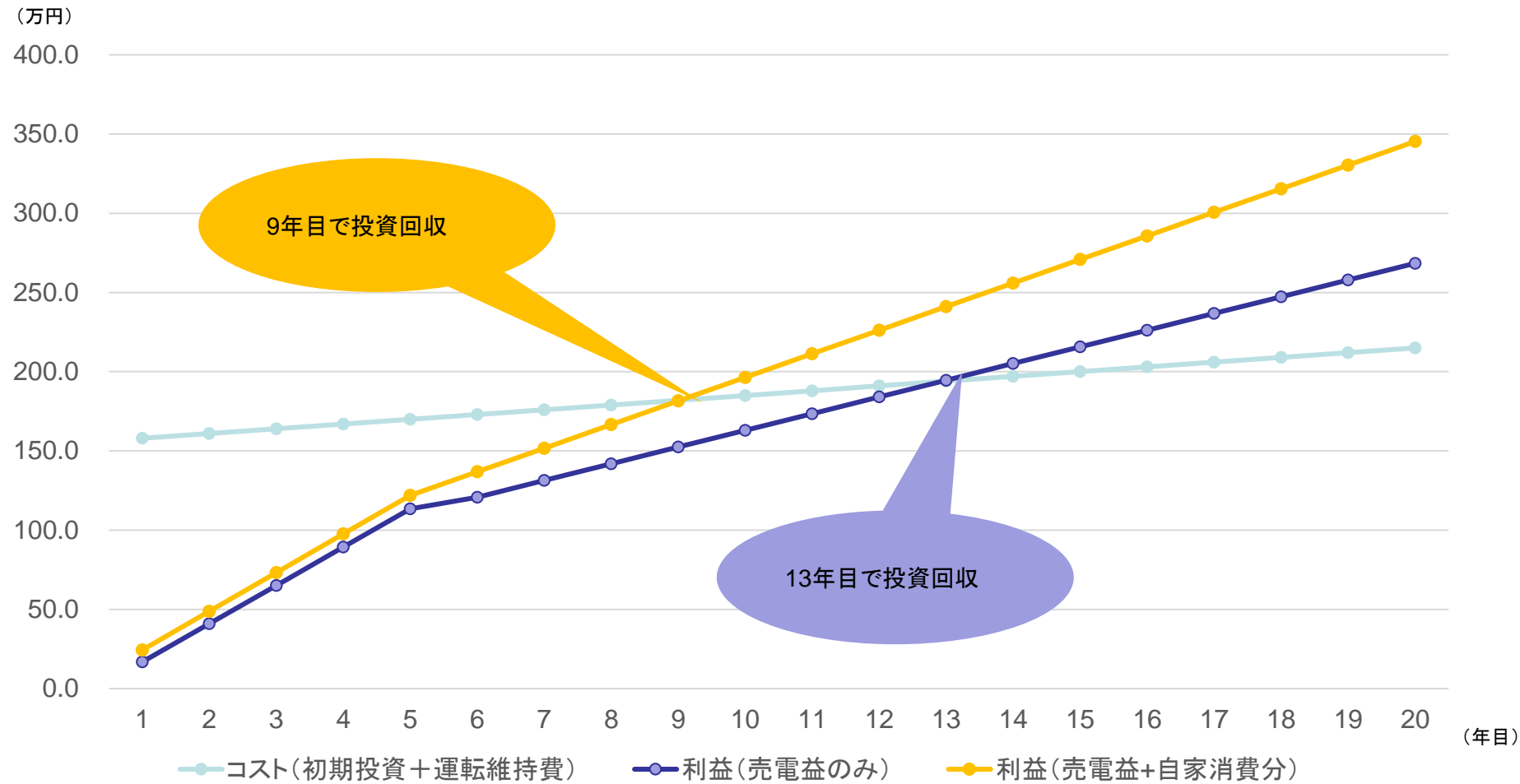
## 太陽光発電設備の投資回収シミュレーション(4.5kW)



太陽光発電設備: 4.5kWでシミュレーション  
 FIT調達価格: 24円/kWh(~4年) 8.3円/kWh(5~10年) 資本費: 25.5万円/kW 運転維持費: 0.3万円/kW/年  
 設備利用率: 13.7% 自家消費分の便益: 27.31円/kWh 調達期間10年間 自家消費分については、余剰売電比率: 70%を設定  
 ※調達価格等算定委員会「令和7年度以降の調達価格等に関する意見」をもとに算出

# 太陽光発電のメリット (2)

## 太陽光発電設備の投資回収シミュレーション(10.0kW)



太陽光発電設備: 10kWでシミュレーション  
 FIT調達価格: 19円/kWh (~5年) 8.3円/kWh (6~20年) 資本費: 15.3万円/kW 運転維持費: 0.3万円/kW/年  
 設備利用率: 14.6% 余剰売電比率: 70% 自家消費分の便益: 19.561円/kWh 調達期間20年間  
 ※調達価格等算定委員会「令和7年度以降の調達価格等に関する意見」をもとに算出